

情報通信法学研究会 開催要綱（改正案）

1 目的

本研究会は、情報通信政策に関連する事項に関する国内外の法制度、判例、学説等について研究し、もって今後の情報通信政策の形成に裨益することを目的とする。

2 名称

本研究会の名称は、「情報通信法学研究会」とする。

3 研究事項

本研究会は、次に掲げる事項に関する国内外の法制度、判例、学説等について研究する。

- ① 電気通信
- ② 電波の利用
- ③ 放送その他の情報通信メディア
- ④ 情報通信コンテンツ
- ⑤ 通信の秘密
- ⑥ 個人情報その他のパーソナルデータ
- ⑦ 高度情報通信ネットワーク社会の形成
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項のほか、情報通信政策に関連する事項として座長が認めるもの

4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総務省情報通信政策研究所長の研究会として開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定める。座長代理は、構成員のうちから座長が指名する。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときには、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要があると認めるときは、本研究会に顧問を置くことができる。
- (8) 顧問は、本研究会における研究に関し、座長に助言する。
- (9) 座長（座長が不在のときは、座長代理。（12）において同じ。）は、本研究会の各会合について、構成員又は2人以上の構成員の推薦を得て座長が認めた者を当該会合における発表者としてあらかじめ指名する。
- (10) 座長は、必要があると認めるときは、本研究会の下に分科会を設けることができる。
- (11) 分科会の構成員及び運営については、座長が定めるところによる。
- (12) その他本研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 議事の公開

- (1) 本研究会及び分科会の会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本研究会及び分科会の会合において配付した資料については、原則として総務省情報通信政策研究所のホームページに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本研究会又は分科会の会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省情報通信政策研究所のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本研究会は、平成 29 年 1 月から開催する。

7 その他

本研究会の庶務は、総務省情報通信政策研究所調査研究部が行う。

情報通信法学研究会構成員

座長	濱田 純一	(東京大学名誉教授)
構成員	石井 夏生利	(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授)
	板倉 陽一郎	(弁護士)
	井部 ちふみ	(日本比較法研究所嘱託研究所員)
	大屋 雄裕	(慶應義塾大学法学部教授)
	小向 太郎	(日本大学危機管理学部教授)
	酒井 麻千子	(東京大学大学院情報学環助教)
	佐々木 秀智	(明治大学法学部教授)
	穴戸 常寿	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
	新保 史生	(慶應義塾大学総合政策学部教授)
	杉原 周治	(愛知県立大学外国語学部准教授)
	曾我部 真裕	(京都大学大学院法学研究科教授)
	武田 邦宣	(大阪大学大学院法学研究科教授)
	武智 健二	(総務省情報通信政策研究所コンサルティングフェロー)
	翼 智彦	(成蹊大学法学部准教授)
	寺田 麻佑	(国際基督教大学教養学部准教授)
	友岡 史仁	(日本大学法学部教授)
	西土 彰一郎	(成城大学法学部教授)
	林 秀弥	(名古屋大学大学院法学研究科教授)
	平野 晋	(中央大学総合政策学部教授)
	深町 晋也	(立教大学大学院法務研究科教授)
福井 健策	(弁護士)	
山口 いつ子	(東京大学大学院情報学環教授)	
湯淺 壘道	(情報セキュリティ大学院大学教授)	

(敬称略。座長を除き、五十音順)